

議案第30号

佐野市特別会計条例の改正について

佐野市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市特別会計条例の一部を改正する条例

佐野市特別会計条例（平成17年佐野市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

（3） 佐野市介護保険事業特別会計

第3条に次の1号を加える。

（5） 佐野市田島・船津川産業用地造成事業特別会計

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（佐野市介護給付費準備基金条例の一部改正）

2 佐野市介護給付費準備基金条例（平成17年佐野市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「介護保険事業特別会計（保険事業勘定）」を「介護保険事業特別会計」に改める。

理 由

佐野市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）の名称を改め、及び新たに佐野市田島・船津川産業用地造成事業特別会計を設置するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第30号参考資料

佐野市特別会計条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(特別会計の種類)</p> <p>第3条 特別会計の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 佐野市介護保険事業特別会計(保険事業勘定)</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(特別会計の種類)</p> <p>第3条 特別会計の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 佐野市介護保険事業特別会計</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 佐野市田島・船津川産業用地造成事業特別会計</u></p>

佐野市介護給付費準備基金条例の改正案 新旧対照表

(附則第2項関係)

現 行	改 正 案
<p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>介護保険事業特別会計(保険事業勘定)</u>歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>介護保険事業特別会計(保険事業勘定)</u>歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p>	<p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>介護保険事業特別会計</u>歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>介護保険事業特別会計</u>歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p>